日田市公共施設等総合管理計画
【概 要 版】

本市では、公共施設（ハコモノ）、インフラ施設の現状を把握し、公共施設等の抱える問題点を明らかにするために平成 27 年３月に日田市公共施設等総合管理計画（施設データ編）「日田市公共施設白書」をとりまとめました。その結果、合併前に各自治体が整備を進めてきた公共施設の機能が重複し、他都市と比べて過大な公共施設量を有していることから、将来的に全ての公共施設等を更新することは困難であることが明らかになりました。

今後は、中長期的な財政状況を踏まえた上で、人口推計や地域特性、まちづくり等に配慮した、公共施設等の適正な配置や効率的な管理運営を実現していかなくてはなりません。将来にわたって必要な公共施設等を維持しつつ、将来世代の負担軽減を図るため、公共施設等総合管理計画を策定しました。

Ⅰ．現状把握（人口と財政の状況）※日田市公共施設白書から抜粋

日田市の人口は減少傾向が続いており、少子高齢化がさらに進行すると見込まれます

全体人口は、平成 22 年以降の 3 年間で 1,592 人（2.2%）減少しています。年齢区分別に見ると、年少人口・生産年齢人口が減少している一方で、老年人口は増加しています。

将来推計人口を見ると、今後も人口減少が続くとともに、年少人口・生産年齢人口が減少し、老年人口は増加することから、少子高齢化がさらに進行することが見込まれます。

《人口の推移》

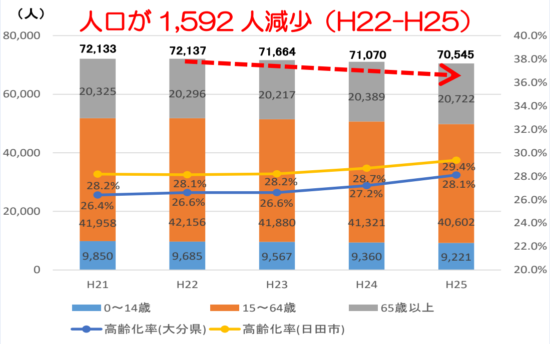

資料：住民基本台帳（平成 25 年度）

《将来推計人口の推移》

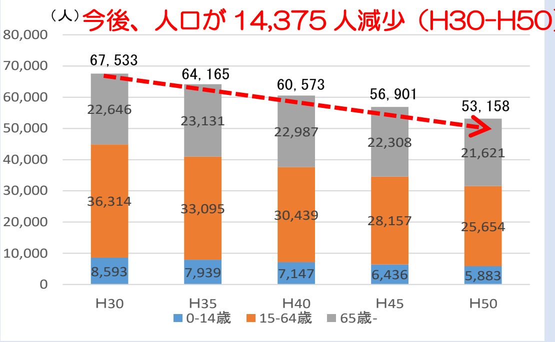

資料：住民基本台帳をもとにコーホート要因法による推計

公共施設等の整備に充てられる、普通建設事業費は減少傾向にあります

平成 21 年度から 25 年度にかけて普通建設事業費は約 4 割減少しています。

今後、地方交付税の縮減や投資的経費の減少により、公共施設等の整備を行うことは厳しい状況になると予測されます。

《普通建設事業費の推移》

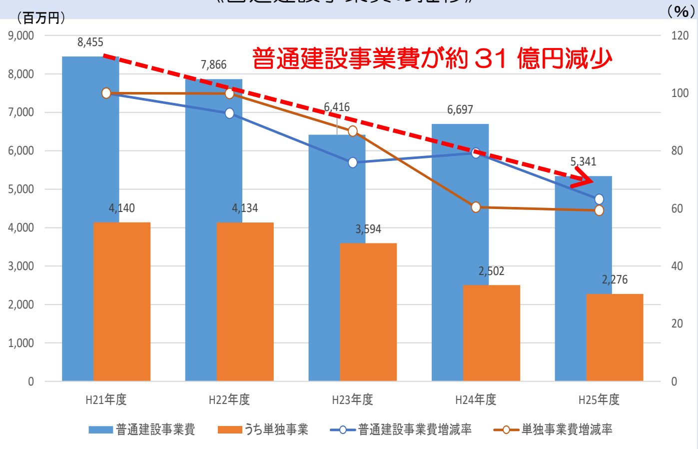

資料：財政状況資料集日田市地方財政状況調査表（平成 25 年度）

Ⅱ．現状把握（公共施設等の状況）※日田市公共施設白書から抜粋

1．公共施設（ハコモノ）の整備状況

総延床面積は 45 万㎡を超え、学校教育系施設や公営住宅が多くなっています

公共施設（ハコモノ）の総延床面積全体の 33.7%を学校教育系施設、18.9%を公営住宅が占めています。また、九州内他都市と比較して、観光・産業系施設の占める割合が高いのも日田市の特徴です。

築 30 年以上の公共施設（ハコモノ）は 32.1%であり、倉庫等、学校教育系施設、公営住宅で老朽化した施設が多くなっています。

今後 10 年間で全体の約 6 割が築 30 年を超えることから老朽化施設の増加やそれに伴う修繕費用の増加が懸念されます。

《大分類別の延床面積の割合》

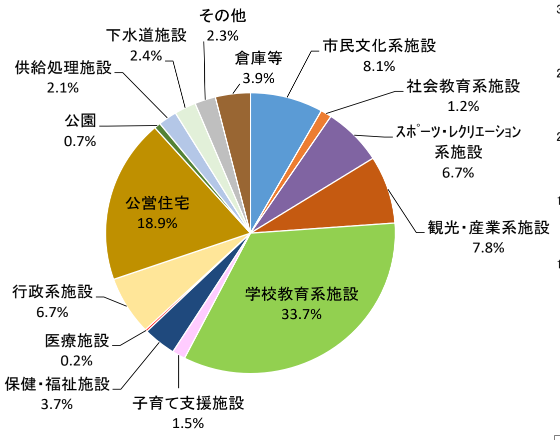

《建物過去整備量》

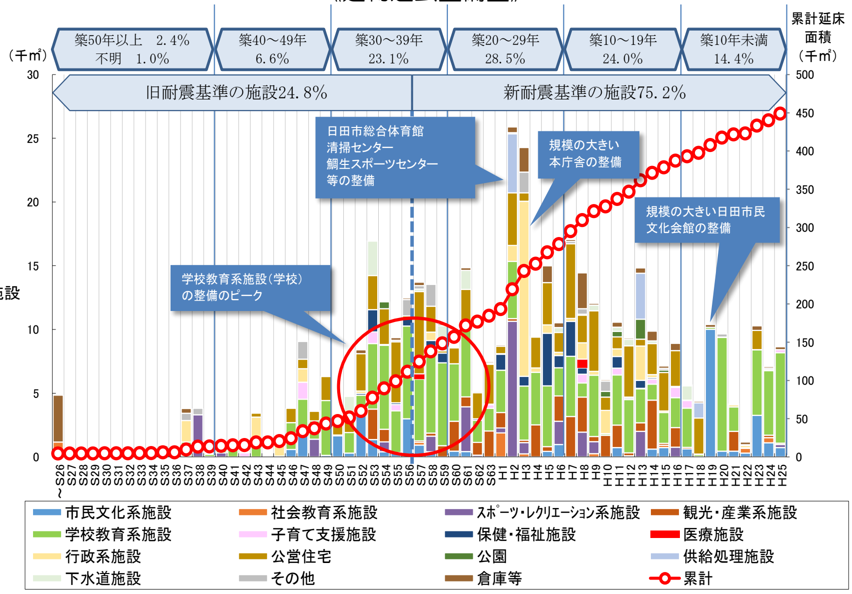

2．他都市との比較

日田市の公共施設（ハコモノ）の延床面積は全国的に見ても、過大な状況にあります

日田市の人口 1 人あたり延床面積 6.43 ㎡は、全国の同規模都市（33 都市）と比較して第 3 位、九州の類似都市（32 都市）と比較して第 2 位となっており、他都市と比べて高い値となっています。

人口 1 人あたり延床面積が大きいということは、公共施設サービスが充実していると考えることもできますが、一方で、公共施設（ハコモノ）の維持管理や建替えに他都市に比べて多くの経費がかかるということも示しています。

《人口と人口 1 人あたり延床面積の関係（7 万人～8 万人の都市）》

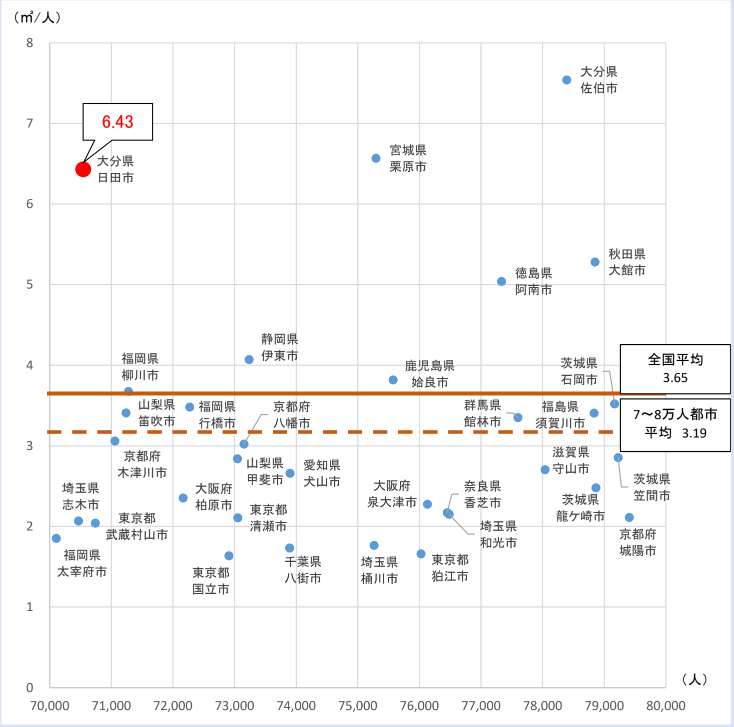

資料：公共施設状況調（平成 24 年度）

３．公共施設（ハコモノ）の将来更新投資額の試算

現在ある公共施設（ハコモノ）の約 3 割は今後更新することが難しくなると予測されます

今後 40 年間に公共施設（ハコモノ）の更新（建替えや大規模改修）にかかる費用は約 1,801 億円です。年間約 45.0 億円の費用が必要であるのに対し、更新投資可能額は約 31.1 億円であり、現在ある公共施設（ハコモノ）の約 3 割は今後更新することが難しくなると予測されます。

《公共施設（ハコモノ）更新費用》　　　　※特別会計分は除く

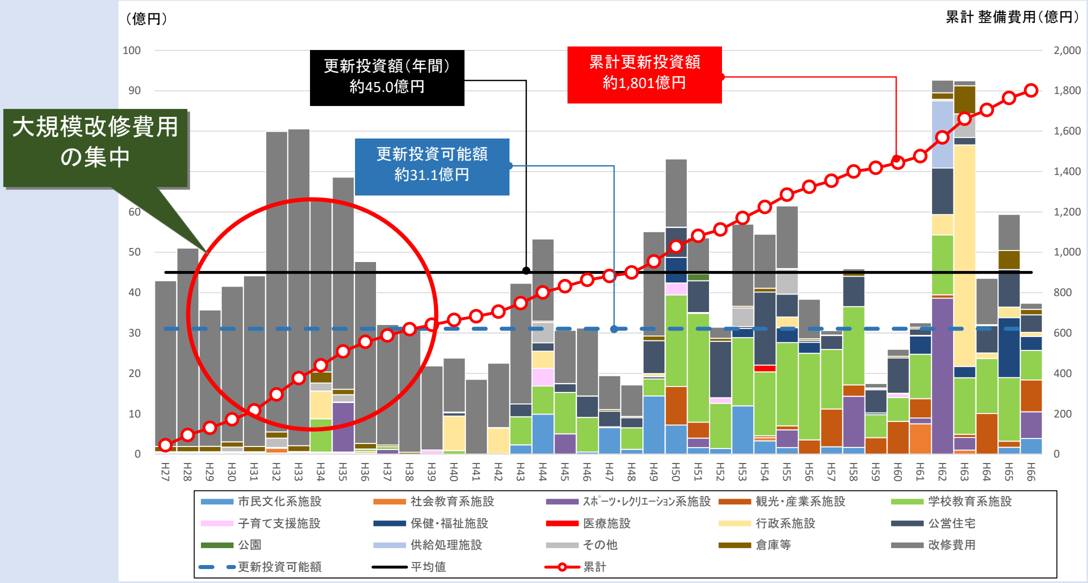

Ⅲ．計画の概要

１．計画期間

公共施設等の寿命は長く、建設から更新に至るまでには様々な社会状況の変化が予測されるため、長期間にわたって適切な維持管理を行っていくことが必要です。

そのため、平成 28 年度～平成 67 年度を計画期間とし基本方針を定めた「公共施設等総合管理計画」を策定するとともに、本計画の実行性を高めるため具体的な施設ごとの方針を定めた「実施計画」を 10 年間毎に策定します。なお、公共施設等総合管理計画については、各期の実施計画の策定の都度、見直しを行っていきます。

公共施設等総合管理計画
平成 28 年度～平成 67 年度

第１期実施計画	**第２期実施計画**	**第３期実施計画**	**第４期実施計画**
平成 28～平成 37 年度	平成 38～平成 47 年度	平成 48～平成 57 年度	平成 58～平成 67 年度

2．計画の対象施設

本計画の対象は、平成 27 年度(平成 28 年 3 月末)時点で市が所有する公共施設等とします。具体的には、学校教育施設や福祉施設、市庁舎等の公共施設（ハコモノ）及び道路、橋梁、上下水道のインフラ施設を対象とします。

３．削減目標量

40 年間で延床面積を 30%削減

今後、日田市公共施設等総合管理計画（施設データ編）「日田市公共施設白書」に基づき具体的な施設の見直しの取り組みを進めていくため、公共施設（ハコモノ）の将来更新投資額の試算の結果をもとに、計画期間（平成 28 年度から平成 67 年度の 40 年間）における目標縮減率を「40 年間で公共施設（ハコモノ）延床面積を 30%削減」と設定します。

Ⅳ．全体方針の設定

１．全体方針

全体方針１：公共施設（ハコモノ）の総量の圧縮を進める

日田市の公共施設（ハコモノ）は、他都市と比較しても多くの量を有しており、現在の公共施設（ハコモノ）を全て維持していくことは極めて困難な状況にあります。

そのため、人口や財政の動向を見据え、将来にわたって維持できるように、公共施設（ハコモノ）の総量の圧縮を推進します。

全体方針２：サービスの質を維持しつつ効果的・効率的な整備や管理運営を進める

サービスの質を維持しつつ、新たな行政課題に対応していくためには、民間の資金やノウハウを活用していくことが有効であり、PPP *（注１）*・PFI *（注２）* 等の導入を検討します。また、既存の公共施設等については、長期的視点にたった計画的な修繕や長寿命化を図るとともに、耐震性の確保やバリアフリー対応を実施することで、ライフサイクルコストの縮減と安心して利用できる公共施設等の整備を進めます。

全体方針３：人口減少を見据え、社会情勢に応じた公共施設（ハコモノ）の適正な配置を進める

人口減少社会における公共施設（ハコモノ）の整備にあたっては、将来の需要を見据えて進めていかなくてはなりません。そのため、人口動向や都市計画等、将来的なまちづくりと連動して、地域の状況に応じた公共施設（ハコモノ）の適正な配置を進めます。

全体方針４：インフラ施設は、安全性やライフサイクルコスト等を考慮して、適切な維持管理を進める

インフラ施設は、市民生活に必要不可欠なものであり、市民の生命と生活を守るという視点から、安全性の確保が重要です。

既に長寿命化計画等の策定が進んでいる橋梁等の施設は、これらの計画の方針に沿った整備を行います。長寿命化計画等の策定が行われていない施設は、維持管理・修繕・更新等を適切に実施するために、点検マニュアル等の整備を進めるとともに、本計画の方針を踏まえた整備を検討します。

全体方針５：公共施設等の適正化に向けた推進体制の構築を図る

公共施設等の適正化は数十年単位の息の長い取り組みとなることから、確実に進めるための仕組みを構築しておかなくてはなりません。

そのため、行政内部に着実な推進を図るための体制を構築するとともに、市民と情報共有などの連携を図りながら公共施設等の適正化を進めます。

２．利用圏域別の方針

公共施設等は施設ごとに対象とする利用者層が異なるため、利用圏域別の方針を以下のように設定します。

	利用圏域分類	説明		主な施設	方針
①	広域圏施設	全市	主に市内全域（市外）の利用を想定している施設	博物館、図書館、体育館等	全市で１つもしくは、複数の地区に対して１施設を残し統合 *（注３）* を進めます
②	生活圏施設	地区	主に地区や校区単位の利用を想定している施設	学校、公民館、支所庁舎、スポーツ施設等	耐用年数等を考慮し、統合・複合化 *（注４）* を進めます
③	コミュニティ圏施設	自治会	主に自治会単位の利用を想定している施設	コミュニティセンター、集会所、多目的交流館等	地域等へ移管可能なものは積極的に進め、それ以外は、利用状況や機能に応じて統合、廃止を進めます
④	インフラ施設	不特定	道路、橋梁、上下水道施設	道路、橋梁、上下水道施設	再編の対象外

Ⅴ．公共施設（ハコモノ）の施設用途の小分類別の方針の設定

公共施設（ハコモノ）の施設用途の小分類別の方針を設定します。設定にあたっては、以下の方針をもとに整理します。

方針	内容	対象となる施設例
①廃止	・現在の機能を廃止します。	・既に廃止予定になっている施設。 ・建設当初の役割を終えた施設。 ・他に機能が重複する施設があり、代替可能な施設。
②民間移管	・民間企業や団体等へ施設を移管します。	・既に民間企業が同様のサービスを提供している施設。 ・指定管理者制度を導入している施設で、民間移管が可能な施設。
③地域移管	・自治会、集落等の団体へ施設を移管し、今後はその団体で管理を行います。	・自治会や集落などが、地域活動等を主たる目的として利用する施設。
④統合・縮小	・他の施設と統合(複合化を含む)する、もしくは更新の際に面積を縮小することで、施設量を削減します。	・一定のニーズがあり今後も施設は必要だが、人口減少等で将来の需要の減少が想定され、規模の縮小が可能な施設。 ・一定のニーズがあり、今後も施設は必要だが、他の施設との統合又は複合化が可能な施設。
⑤継続使用	・現在の建物を維持、補修し建替えは行いません。	・建物自体が文化財であり、建替えをすることができない施設。
⑥建替え	・更新の際、現在の施設規模を維持し建替えます。建替えにあたっては、PFI 等の民間活力の導入も検討します。ただし、他の施設との複合化を妨げるものではありません。	・上記の①～⑤に当てはまらない施設。 ・利用者数や社会的需要などから、現在の施設規模を維持する妥当な理由のある施設。

Ⅵ．公共施設（ハコモノ）の施設用途の小分類別の方針

大分類	小分類	方針
市民文化系施設	集会施設	・一定のニーズはあるが、人口減少等で今後利用者の減少が想定される施設は、統合・縮小を行います。 ・社会教育法に基づく地区公民館や地区集会所については、適切に維持管理を行い、耐用年限が経過する際には、建替えを行います。 ・現在、自治会や集落等が管理を行っており、地域活動等で利用がみられる施設は、地域移管を基本とします。 ・建設当初の役割を終えた施設は、廃止します。
	文化施設	・適切に維持管理を行い、耐用年限が経過する際には、施設の建替えを行います。 ・他に機能が重複し、利用者数や将来の需要見込みが低迷する施設は、廃止します。
社会教育系施設	図書館	・日田市で唯一の公立図書館であることから、適切に維持管理を行い、耐用年限が経過する際には、施設の建替えを行います。
	博物館等	・文化財指定がなされた施設は、建替え不可能であることから、適切に維持管理を行い、今後も継続使用を行います。 ・市の歴史・文化的に貴重な資料等を保存する施設は、適切に維持管理を行い、耐用年限が経過する際には、建替えを行います。 ・建設当初の役割を終えた施設は、廃止します。
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	・一定のニーズがあり、代替が不可能な施設は、適切に維持管理を行い、耐用年限が経過する際には、建替えを行います。 ・人口減少等で今後利用者の減少が想定される施設は、統合・縮小を行います。 ・他に機能が重複し、代替可能な施設は、廃止します。
観光・産業系施設	観光施設	・現在、指定管理者制度を導入している施設は、民間移管を基本とします。ただし、役割を終えた施設は、廃止します。 ・一定のニーズがあり、今後も需要を見込むことのできる施設は、適切に維持管理を行い、耐用年限が経過する際には、建替えを行います。
	産業施設	・現在、民間へ貸出をしている施設や指定管理者制度を導入している施設は、民間移管を基本とします。
学校教育系施設	学校	・学校施設は、適切に維持管理を行っていき、今後の人口動向を考慮しながら、将来的には統合・縮小を行います。
	その他教育施設	・給食センターや共同調理場は、適切に維持管理を行い、今後の児童数や生徒数の動向を考慮しながら、耐用年限が経過する際には、建替え又は統合・縮小を行います。
子育て支援施設	保育園・こども園	・現在、指定管理者制度を導入している施設は、民間移管を基本とします。また、今後児童数の減少が想定される施設は、統合・縮小を行います。 ・直営の施設は、適切に維持管理を行い、今後の園児数の動向を考慮しながら、耐用年限が経過する際には、建替え及び統合・縮小を行います。また、園児数が一定基準に満たない施設は、廃止します。
	幼児・児童施設	・適切に維持管理を行い、人口の推移や利用者数の動向などを考慮しながら、耐用年限が経過する際には、施設の建替えや統合・縮小を行います。

大分類	小分類	方針
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	・一定のニーズはあるが、人口減少等で今後利用者の減少が想定される施設は、統合・縮小を行います。 ・民間企業も同様のサービスを提供している施設は、民間移管を基本とします。また、老朽化が進行している施設は、廃止します。 ・現在、集落等が管理を行っており、地域活動等で利用がみられる施設は、地域移管を基本とします。また、老朽化が進行している施設は、廃止します。
	保健施設	・一定のニーズはあるが、人口減少等で今後利用者の減少が想定される施設は、統合・縮小を行います。
	その他社会福祉施設	・一定のニーズはあるが、人口減少等で今後利用者の減少が想定される施設は、統合・縮小を行います。 ・民間団体に貸付を行っている施設は、民間移管を基本とします。
医療施設	医療施設	・地域内で唯一の医療機関であるため、適切に維持管理を行い、耐用年限が経過する際には、人口動向や社会情勢を考慮し、施設の建替えや統合・縮小を行います。
行政系施設	庁舎等	・適切に維持管理を行い、耐用年限が経過する際には、人口動向や社会情勢を考慮し、施設の建替えや統合・縮小を行います。
	消防施設	・適切に維持管理を行い、耐用年限が経過する際には、消防団の組織等を考慮し、施設の建替えを行います。
	その他行政系施設	・適切に維持管理を行い、耐用年限が経過する際には、施設の建替えを行います。 ・現在、民間団体に貸付を行っている施設は、民間移管を基本とします。
公営住宅	公営住宅	・適切に維持管理を行い、耐用年限が経過する際には、人口動向や社会情勢、個別計画を考慮し、施設の建替えや統合・縮小を行います。また、建設当初の役割を終えた施設は、廃止します。
公園	公園	・適切に維持管理を行い、耐用年限が経過する際には、社会情勢や施設の利用状況を考慮し、施設の建替えや統合・縮小を行います。また、老朽化が進み必要性の低い施設は、廃止します。
供給処理施設	供給処理施設	・適切に維持管理を行い、耐用年限が経過する際には、施設の建替えを行います。
その他	その他	・適切に維持管理を行い、施設の利用状況や新たな活用方法などを考慮し、耐用年限が経過する際には、施設の建替えや統合・縮小を行います。 ・現在、民間団体に貸付を行っている施設は、民間移管を基本とします。 ・現在、自治会、集落等が管理を行っており、地域活動等で利用がみられる施設や特定の受益者を対象とした施設は、地域移管を基本とします。 ・建設当初の役割を終えた施設は、廃止します。
下水道施設	下水道施設	・長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を行い、更新の際は、適切に改修や建替えを行います。 ・公共下水道へのつなぎ込みを行い、その役割を終えた農業集落排水処理施設などは、廃止します。
上水道施設	上水道施設	・簡易水道の公営企業会計の適用に向けた取り組みを進めます。また、長期的な経営計画を策定し、施設の計画的な改修や更新を行うとともに、上水道や簡易水道等の統合を推進し、経営の効率化を図ることで、生活に必要な水道施設の維持保全に努めます。

Ⅶ．計画の推進に向けて

1．庁内推進体制

本計画を推進していくため、それぞれの公共施設等を所管する部署だけではなく、関係部門が連携しながら全庁的な体制で計画を推進していきます。また、公共施設マネジメント担当部署が中心となり本計画の進捗管理を行いながら、全庁で情報の共有を図ります。
公共施設等の所管部署では、本計画の方針に基づいた個別計画を策定し、適切な維持管理を行っていきます。

政策会議 ***（注５）***

全庁的な計画の推進に関する事項

公共施設等全般の進捗管理／公共施設等全般の情報共有／公共施設（ハコモノ）の方針の変更／廃止後の施設、土地に関する方針の決定

公共施設等所管部署

所管する施設の運営および管理

公共施設等総合管理計画の方針に基づく個別計画の策定／個別計画に基づく修繕等の施設の管理／職員による日常の点検の実施／日常の施設の運営／利用状況、保全状況の把握

公共施設マネジメント担当部署

計画の進捗管理に関する事項

公共施設等総合管理計画の進捗管理／全庁的な事業費の管理及び平準化／市民への情報発信／職員研修の実施

2．市民との情報共有・市民参画・市民協働の取り組み

公共施設等は市民の日常生活や市民活動を支えるものです。本計画の推進にあたっては、日田市の公共施設等を取り巻く状況を市民と情報共有することが第一歩となります。そのため、ホームページや広報等を効果的に活用し市民への情報発信を行います。
また、本計画に基づく公共施設（ハコモノ）の方向性などについては、市民参画の手法で把握した市民意見等を、反映していきます。
さらに、公共施設等の管理運営については、市民にとってより利便性が高く、利用しやすい施設としていくため、今後も協働の取り組みを推進していきます。

3．民間活用の考え方

民間の技術やノウハウを積極的に活用することで、サービスの質の向上や修繕や改修、更新等にかかる費用の削減が図れる施設については、積極的に民間事業者の活用を進めます。
また、単に公共施設等を管理するだけではなく、整備後の運営も含めて、施設を経営していくという視点が重要です。そのため、施設の運営管理や新たな政策に取り組む際には、民間事業者の活用による効果や必要性を総合的に検証した上で、PPP や PFI 等の民間活力導入の検討を進めます。

注1. PPP：公民が連携して公共サービスの提供を行う仕組みを PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)と呼ぶ。PFI は、PPP の代表的な手法の一つ。
注2. PFI：公共施設の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、または、同一価格でより上質のサービスを提供する手法を PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)と呼ぶ。
注3. **統合**：小学校と小学校等、同じ用途の施設を統合すること。
注4. **複合化**：小学校と公民館等、異なる用途の施設を合築すること。
注5. **政策会議**：市長、副市長、教育長、市長部局の部長、教育次長等で構成する、市政の基本方針及び重要施策を審議する会議。

日田市公共施設等総合管理計画【概要版】
平成 29 年 3 月
発行：日田市企画振興部政策企画課
〒877-8601　大分県日田市田島２丁目 6-1　 TEL：0973-23-3111